

(修正案)

統計委第号
令和3年月日

厚生労働大臣
田村憲久 殿

統計委員会委員長
北村行伸

諮詢第148号の答申
国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について

本委員会は、諮詢第148号による国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 計画の適否

令和3年月日付け諮詢第148号「国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について」(以下「本計画」という。)は、総務省統計研究研修所における検証結果を踏まえて審議した結果、以下のとおり、調査回答者の匿名性及び学術研究等における有用性が確保されるものと認められることから、本計画で平成28年の国民生活基礎調査の匿名データを作成することは、適当である。

2 理由等

本計画では、平成28年調査の新規追加調査項目について以下ア～ウのとおり措置するほか、社会情勢の変化により、エのとおり措置することとしている。

ア 在卒の学校の種類のうち「小学・中学」及び「高校・旧制中」それぞれの内訳として追加された「特別支援学校・特別支援学級」については、出現率が低く、当該項目を複数の項目と組み合わせることにより、世帯を特定されるリスクが高まるため、当該項目は提供しないこととしている。

イ 同居していない者が入所している社会福祉施設の種類については、これまでの「老人福祉施設」及び「社会福祉施設（老人福祉施設を除く）」が細分化され、「老人福祉施設」、「障害者支援施設」及び「これら以外の社会福祉施設」となったが、これらの社会福祉施設は、これまでに作成された国民生活基礎調査の匿名データと同様に、長期入院と統合して提供することとしている。

ウ その他の新規追加調査項目については、各回答欄の回答数が一定数存在するため、そのまま提供することとしている。

エ 単身赴任で同居していない者の人数については、これまでに作成された国民生活基礎調査の匿名データにおいては3人以上を統合して提供していたが、3人以上いる世帯がなかったため、そのまま提供することとしている。

ア及びイについては、匿名性を確保するために適当である。また、ウ及びエについては、匿名性が確保されるとともに有用性が高まることから、適当である。